

「空港別収支の作成方法(案)」の変更について(案)

1. 6月16日開催の第1回空港別収支部会において、事務局より提出した「空港別収支の作成方法(案)」等(第1回部会資料4 P7~P19)に関し、以下のような御指摘を頂いたところ。

- 企業会計ベースになるべく近づけて考えるべきではないか。
- 収入(歳入・収益)面につき、着陸料・貸付料収入以外の、航空機燃料税のような一般会計受入分についても各空港の収入に配分することができないか。
- 支出(歳出・費用)面につき、各空港の特性、過去の整備状況、たまたま平成18年度に整備費が嵩んだこと等に起因して、空港整備費、減価償却費等を含めた資産形成に係る支出、支払利息等についてバラツキが発生し、各空港の真の状況を反映できていないと思われるので、そういった恣意的な要素等を区分して明らかにすることができないか。

等

2. 以上のような御指摘を踏まえ、以下の方針で空港別収支の作成を行うこととする。

- キャッシュフローベースの収支と企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)の両方の試算を行うこととするが、一般会計受入分(純粹一般財源及び航空機燃料税財源分)の取扱い及び資本形成に関わる歳出・費用(空港整備費、減価償却費等)の取扱いに関し、次のパターンに区分し、それぞれに対応する計算結果を明らかにする。

パターン① 一般会計財源非配分型

- ・空港整備事業費(※1)、空港整備費(※2)等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。

※1: キャッシュフローベースにおける空港整備に係る歳出。(以下同じ)

※2: 企業会計ベースにおける空港整備に係る費用。(以下同じ)

パターン② 一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・一般会計受入のうち航空機燃料税財源分の一部を歳入や収益に計上(注)。
- ・航空機燃料税財源の各空港への配分は当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。

パターン③ 一般会計財源(純粹一般財源及び航空機燃料税財源)配分型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上。
- ・純粹一般財源も含めた一般会計受入の一部を歳入や収益に計上(注)。
- ・一般会計受入の各空港への配分は当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。

(注) 試算における一般会計受入(航空機燃料税財源等)の配分の考え方

空港整備事業費全体の歳出額と国管理26空港の空港整備事業費の歳出額との比率(※)を用い、国管理26空港に割り振られる一般会計受入(航空機燃料税財源等)の額を仮定計算する。

※各空港の整備財源である借入金や地方公共団体工事費負担金収入等を差し引いた上で計算。

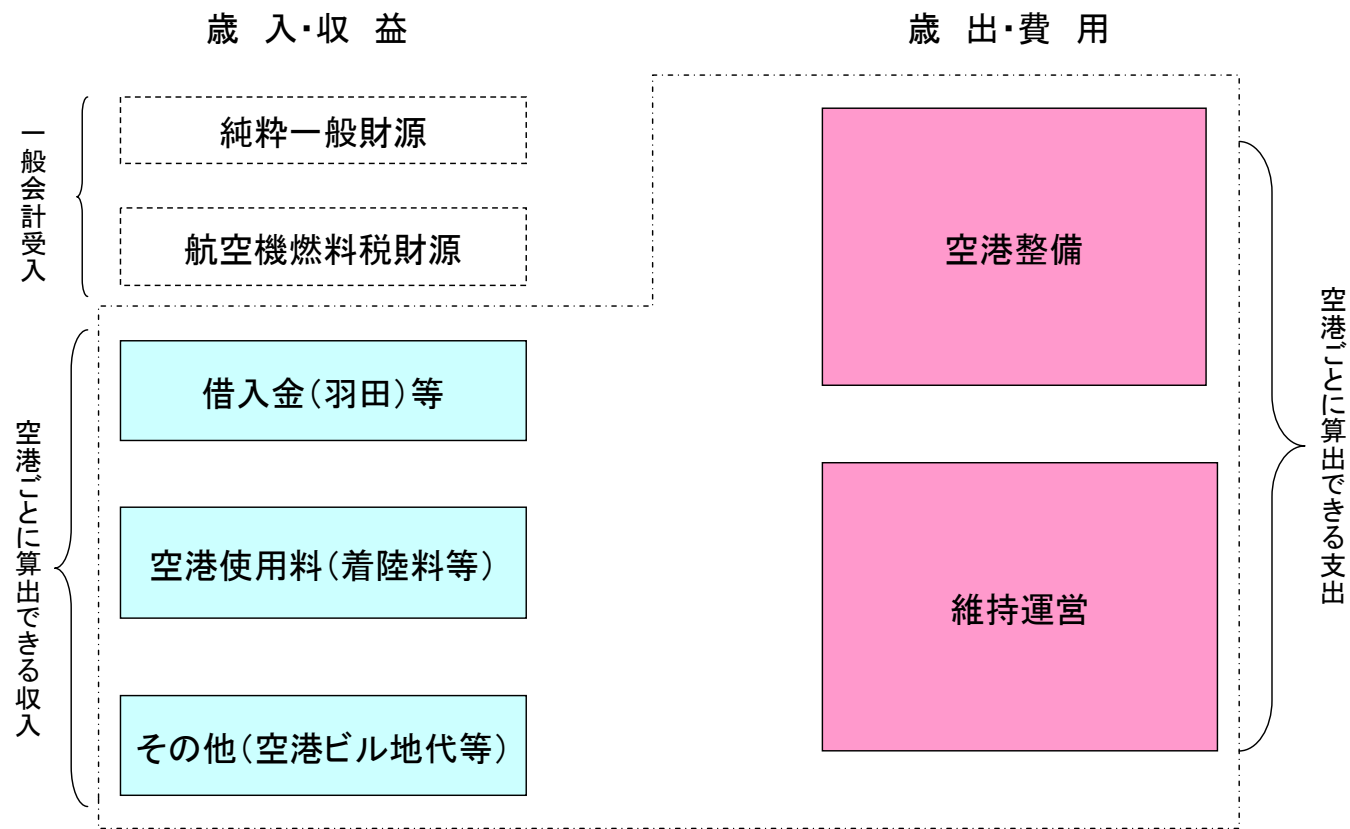
パターン④ 一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型

- ・空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上しない。
- ・一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。(①に同じ)
- ・空港整備に係る歳入や収益である借入金や地方公共団体工事費負担金も、併せて歳入や収益から除外する。

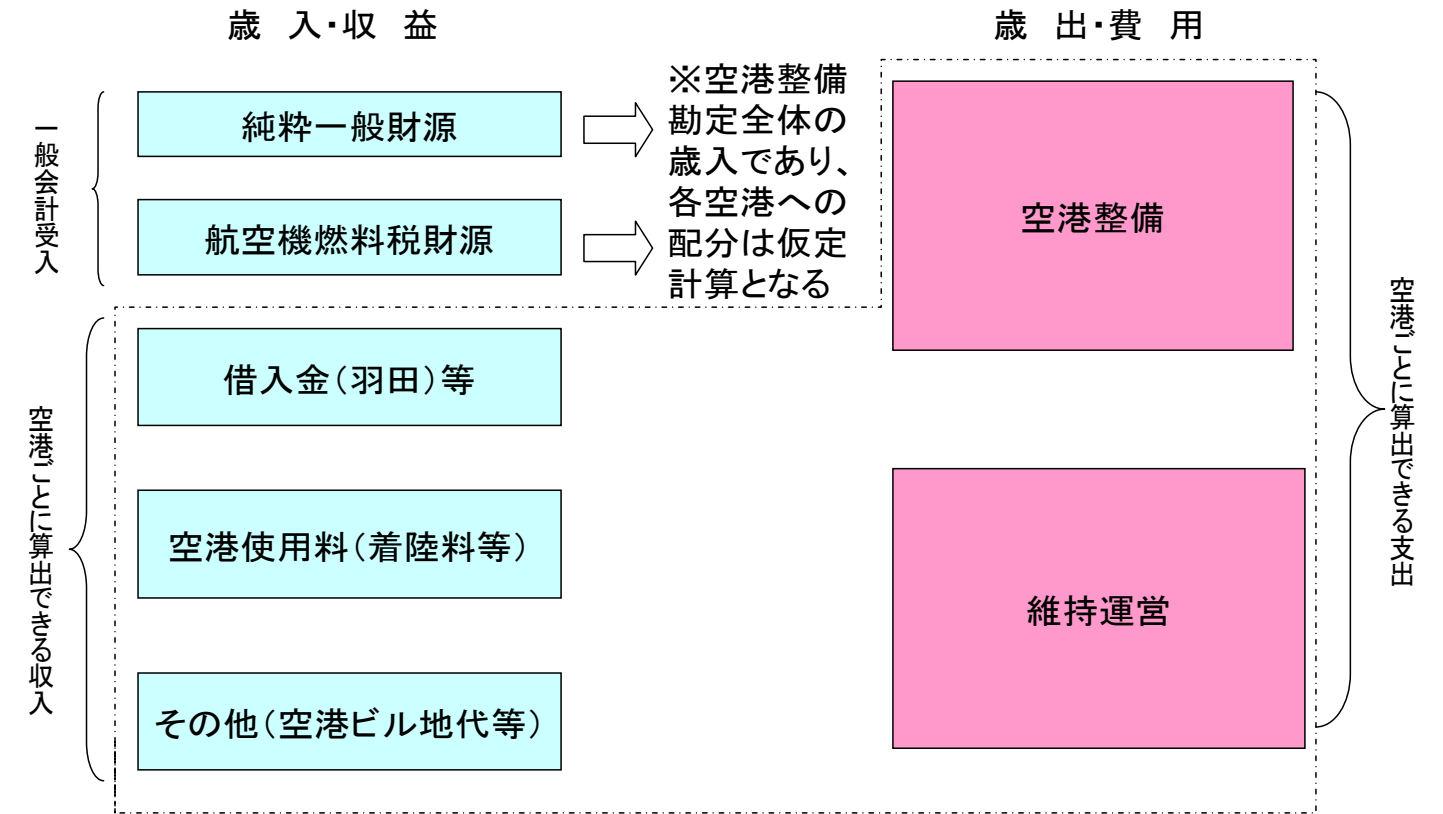
各試算パターンにおける計上対象収入・支出の相違について(イメージ図) 〈参考〉

凡例: 各空港収支において計上対象とする収入・支出
 計上対象外

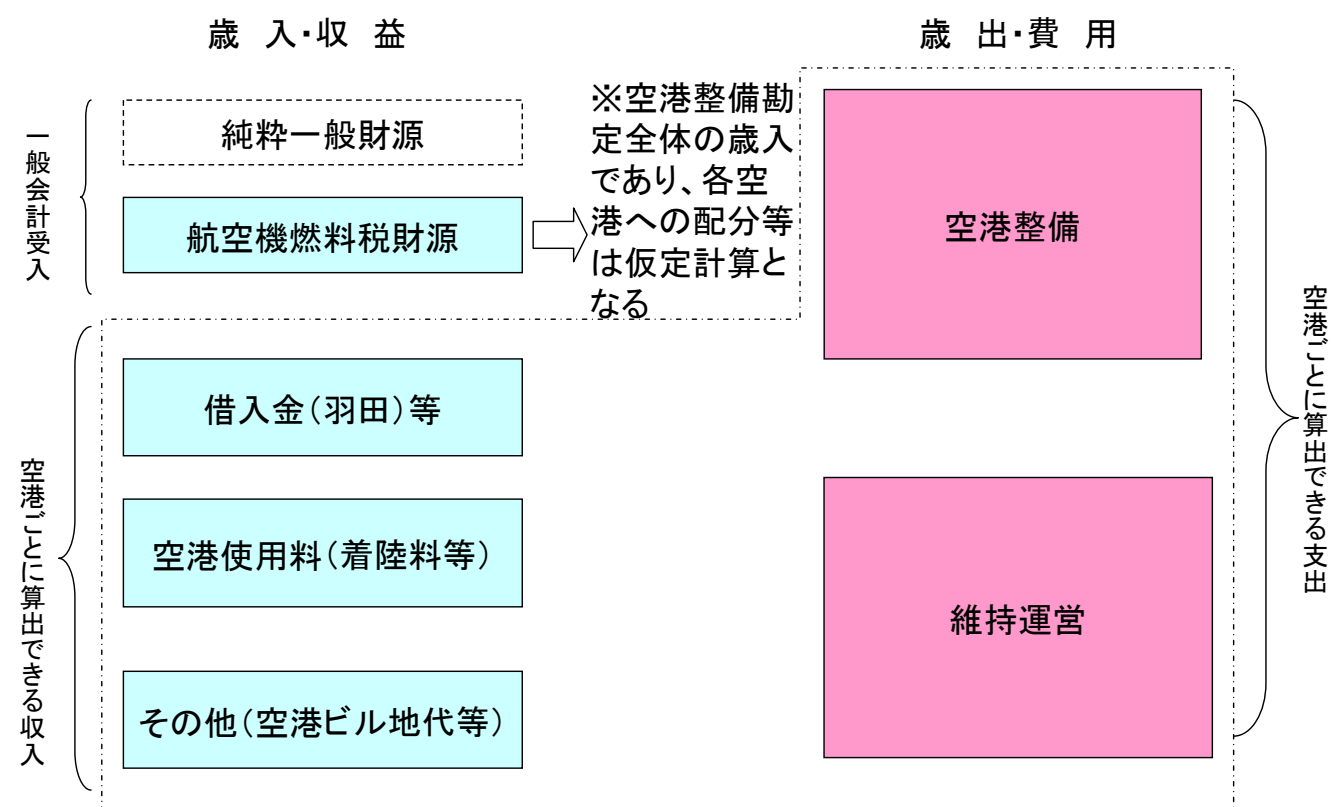
試算パターン①



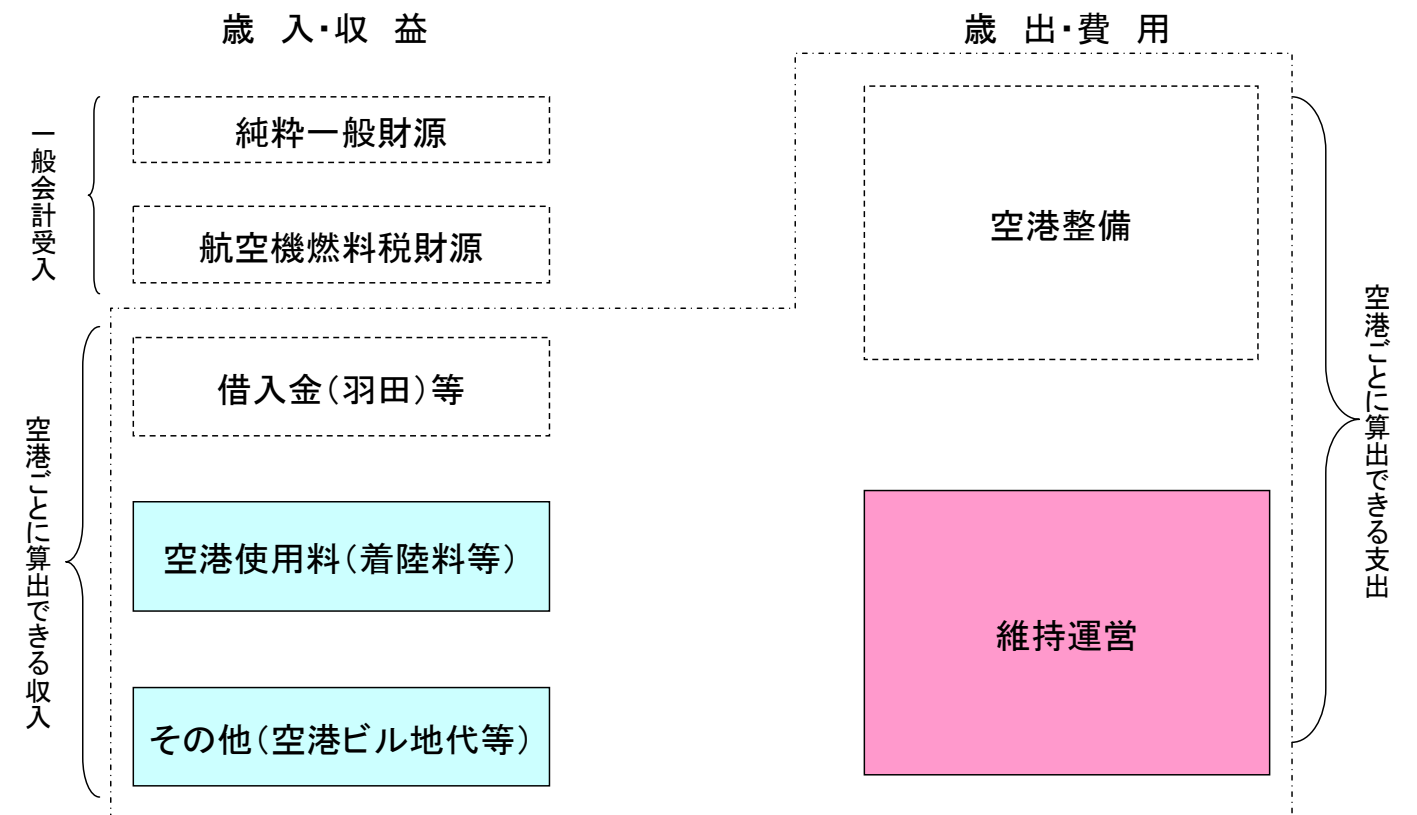
試算パターン③



試算パターン②



試算パターン④



3. これら各パターンのそれぞれの内容・考え方と留意点を「別紙1」のとおり整理したので、これらを念頭において計算結果を見ることが重要である。

なお、第1回空港別収支部会における、その他の指摘事項については、「別紙2」の考え方に基づき整理・対応することとする。

試算の前提条件について(1/4)

	内容	考え方	留意点
試算パターン① 【一般会計財源 非配分型】	<p>(ア) 空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用を各空港に計上。</p> <p>(イ) 一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。</p>	<p>(ア) 空港整備事業費等、空港整備に係る歳出や費用は各空港に係るものであるため、それぞれの空港の収支に計上することとするもの。</p> <p>(イ) 一般会計受入は、その性格・趣旨(一般会計受入は特会全体に係るものであり、空港使用料等のように各空港の自己財源ではないこと)を踏まえ、各空港の歳入や収益には加えないこととするもの。</p>	<p>(i) 歳入や収益に一般会計受入を計上しない一方で、空港整備事業に関連する歳出や費用である空港整備事業費、空港整備費、減価償却費、環境対策費を計上しているため、収入と支出とのアンバランスが生じ、各空港の収入と支出を合算した空港全体の収支は、歳入が歳出を、収益が費用を下回る結果となる。</p> <p>(ii) 国管理空港においては、一般会計からの受入を主な財源として大規模更新を含む空港整備事業を行っているにも拘わらず、当該受入を各空港の歳入や収益に加えないのは、バランスに欠けるとの指摘があり得る。</p>

試算の前提条件について(2/4)

	内容	考え方	留意点
<p>試算パターン② 【一般会計財源 (航空機燃料税 財源)配分型】</p>	<p>(ア) 空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用を各空港に計上。 (①に同じ)</p> <p>(イ) 一般会計受入のうち航空機燃料税財源分の一部を各空港の歳入や収益に計上。</p> <p>(ウ) 航空機燃料税財源の各空港への配分は、当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。</p>	<p>(ア) 空港整備事業費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に係るものであるため、それぞれの空港の収支に計上することとするもの。(①に同じ)</p> <p>(イ) 一般会計受入のうち航空機燃料税財源分について、利用者の負担による財源であるという性格を踏まえ、各空港に配分することとするもの。</p> <p>(ウ) 航空機燃料税財源は、空港整備事業に充てられるものであることから、当該年度の空港整備事業費に比例して各空港に配分することとするもの。</p>	<p>(i) 航空機燃料税財源を一定の前提条件を置いて各空港に割り振ったものとせざるを得ないので、その前提の置き方によって、試算結果は大きく変わるものである。</p> <p>(ii) 利用者負担による財源であるとはいえ、空港の自己財源ではない航空機燃料税財源を各空港の歳入や収益に加えることへの疑義がある上に、試算結果が各空港の歳入や収益にいわばゲタを履かせたものとなるとの指摘があり得る。</p> <p>(iii) 航空機燃料税財源を各空港の空港整備事業費歳出額に比例して配分するため、各空港の歳入・収益規模が、当該空港における当該年度の空港整備事業費の多寡を所与のものとして設定されることとなり、年度によって各空港の収支(損益)の状況が大きく変わるとともに、そもそも歳出額を前提に歳入等を決めるという設定方式はおかしいのではないかと指摘があり得る。</p>

試算の前提条件について(3/4)

	内容	考え方	留意点
<p>試算パターン③ 【一般会計財源 (純粋一般財源 及び航空機燃 料税財源)配分 型】</p>	<p>(ア)空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用を各空港に計上。 (①に同じ)</p> <p>(イ)純粋一般財源も含めた一般会計受入の一部を各空港の歳入や収益に計上。</p> <p>(ウ)一般会計受入の各空港への配分は、当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う。</p>	<p>(ア)空港整備事業費等空港整備に係る歳出や費用は各空港に係るものであるため、それぞれの空港の収支に計上することとするもの。(①に同じ)</p> <p>(イ)一般会計受入の一部は、空港整備の財源に充てられていることから、これを各空港に配分することとするもの。</p> <p>(ウ) 一般会計受入は、空港整備事業に充てられるものであることから、当該年度の空港整備事業費に比例して各空港に配分することとするもの。</p>	<p>(i) 一般会計受入を一定の前提条件を置いて各空港に割り振ったものとせざるを得ないので、その前提の置き方によって、試算結果は大きく変わるものである。</p> <p>(ii) 空港の自己財源ではない一般会計受入を歳入や収益に加えることへの疑義がある上に、試算結果が各空港の歳入や収益にいわばゲタを履かせたものとなるとの指摘があり得る。</p> <p>(iii) 一般会計受入を各空港の空港整備事業費歳出額に比例して配分するため、各空港の歳入・収益規模が、当該空港における当該年度の空港整備事業費の多寡を所与のものとして設定されることとなり、年度によって各空港の収支(損益)の状況が大きく変わるとともに、そもそも歳出額を前提に歳入等を決めるという設定方式はおかしいのではないかとの指摘があり得る。</p>

試算の前提条件について(4/4)

	内容	考え方	留意点
<p>試算パターン④ 【一般会計財源 非配分かつ空港 整備関係歳出・ 費用除外型】</p>	<p>(ア)空港整備事業費、空港整備費等空港整備に係る歳出や費用を各空港に計上しない。</p> <p>(イ)一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない。(①に同じ)</p> <p>(ウ)空港整備に係る歳入や収益である借入金や地方公共団体工事費負担金も、併せて歳入や収益から除外する。</p>	<p>(ア)(イ)一般会計受入の趣旨・性格を踏まえ、これを歳入や収益に計上しないことに対応して、歳入と歳出とのバランス及び収益と費用とのバランスをとる観点から、一般会計受入を主な財源としている空港整備に係る歳出や費用を除外することとするもの。</p> <p>(ウ)借入金や地方公共団体工事費負担金も、空港整備に係るものと考え、歳入や収益から除外することとするもの。</p>	<p>(i) 空港整備に係る歳入や歳出、収益や費用をすべて除外するため、各空港の収支の一部のみを示す試算となってしまう、空港運営の実態を十分に示し得ていない。</p> <p>(ii) 空港整備に係る歳入や歳出、収益や費用を除外することとした結果、施設運用によるサービスの提供が主な業務である空港において、施設整備に伴い当然発生する費用である減価償却費等が含まれない収支や損益を示したこととなり、空港の実際の収支・損益状況を反映していないとの指摘があり得る。</p> <p>(iii) 除外することとする空港整備に係る歳出や費用の財源は一般会計受入だけではないため、空港整備に係る歳出や費用をすべて除外するのは、歳入や収益とのバランス上、除外しすぎであるとの指摘があり得る。</p>

事項	主な指摘内容	対応案
耐用年数の取扱いについて	減価償却費の算出方法について、法人税法における耐用年数を設定しているが、空港という特殊性と、法人税法における耐用年数とが必ずしもイコールではないのではないかと。空港の実態に合った空港における耐用年数を考えるべきではないのか。	できる限り企業会計に近づけたものとする観点から、一般企業と同様法人税法の耐用年数を用いることを原則とし、空港の実態・特性から見た特例を設ける必要性について検討したが、現時点では空港の実態上、法定耐用年数と大きく異なるものはないと見られるため、法定耐用年数を用いて減価償却費の計算を行うこととする。
企業会計基準との関係について	できる限り企業会計原則にのっとった試算を算出すべきである。	キャッシュフローベースのみならず、企業会計ベースの算出も行う。その際、企業会計原則に可能な限り近づけたものとなるように努める。
	「企業会計の考え方を取り入れた収支」は「収支」でなく「損益」と呼ぶべきではないか。	今回の試算は企業会計基準に基づくものではないため、「企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)」と記載する。また、キャッシュフローベースでは歳入・歳出、企業会計ベースでは収益・費用と書き分けて記述することとする。
国有財産台帳による資産管理について	過去については仕方がないが、今後、国有財産台帳に空港の資産価額を載せる際、企業会計の考え方に近いベースで載せることにすれば良いのではないかと。	現在、空港を含めた国有財産の資産管理は政府全体としての共通のルール(国有財産法施行令等)に基づき管理することとされており、空港のみ国有財産台帳の記載の考え方を変更することは困難。
	空港整備事業費から、国有財産台帳の資産増加額を引いて費用(空港整備費)として立てる方法だと、企業会計ベースの数字と乖離してしまうため、なるべく企業会計ベースに忠実にすべき。	国有財産台帳と別に資産価格の管理を行うことは、現在の体制で直ちに対応することは困難。

事項	主な指摘内容	対応案
空港整備費の取扱いについて	<p>空港整備費を立てる場合には、特別償却的なものと見なすことが適当ではないか。滑走路等修繕費は空港整備費から分けるべきではないのではないか。</p>	<p>滑走路等修繕費を空港整備費から抜き出し別途費目を立てて計上する。</p>
	<p>滑走路等修繕費がなぜキャッシュベースだと維持運営費に入っていて、企業会計ベースだと空港整備費に入れるのか。</p>	<p>同上</p>
	<p>各空港の特性や過去の整備状況、たまたま平成18年度に整備費が嵩んだこと等に起因して、支払利息、資本支出分、減価償却費等につきバラツキが発生し、各空港の真の状況を反映できていないと思われるので、そういった恣意的な要素を区分すべきではないか。</p>	<p>空港整備費、減価償却費等の整備の多寡に応じて変動する要素を除外した試算(試算パターン④)も併せ行うこととする。</p>
	<p>空港整備事業が多く行われた年は空港の収支は悪くなる。最初の年だけは過去数年の費用の平均を示すということは考えられないか。</p>	<p>平成18年度以前については企業会計を取り入れた収支(損益)の計算を行っていないため困難。今後収支の公表を継続することにより経年的に把握。 なお、そのような要素を除いて比較できるようにする観点から空港整備費、減価償却費等の年度ごとの整備の多寡に応じて、変動する要素を除外した試算(試算パターン④)も併せ行うこととする。</p>
<p>一般会計受入の取扱いについて</p>	<p>一般会計受入も何らかの基準で割り振って各空港の収入に加えるべきではないか。</p>	<p>一般会計受入を一定の考え方で按分する試算(試算パターン②及び③)等を併せて作成。</p>